

日・中社会保障協定 説明会

厚生労働省年金局国際年金課
日本年金機構事業企画部国際事業グループ

この説明会資料は、2019年6月20日時点の情報に基づき作成しています。
最新の情報は、日本年金機構HP等でご確認をお願いいたします。



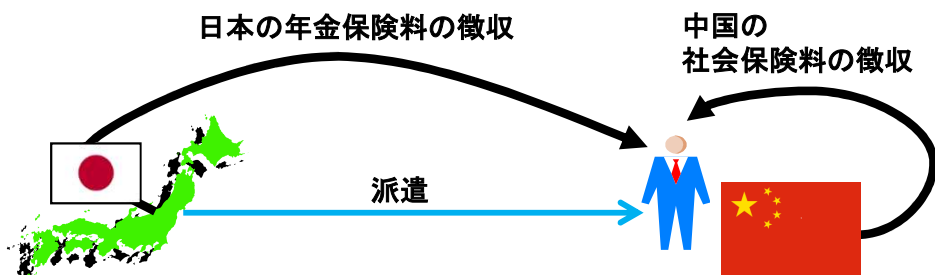
I 社会保障協定の概要

社会保障協定の概要

○ 社会保障協定の目的 … 国際間の人的移動の活発化に伴う年金等に係る課題の解決
 ⇒ 年金については、年金保険料の二重負担、年金受給資格の確保が課題となっている。

年金保険料の二重負担の課題

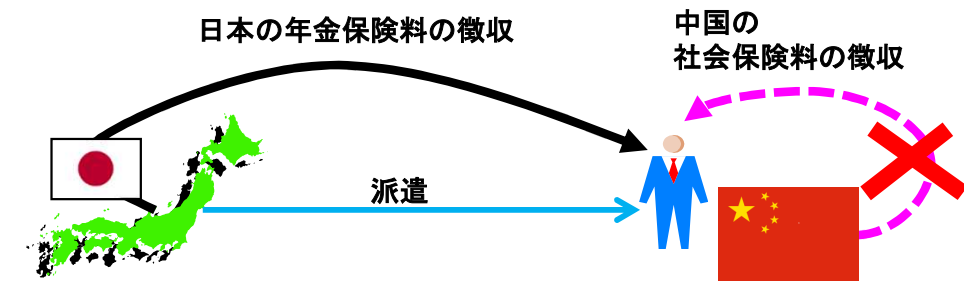
○ 協定発効前



⇒ 日本の年金保険料と中国の年金保険料の両方を払うことが必要。

適用法令の調整

○ 協定発効後

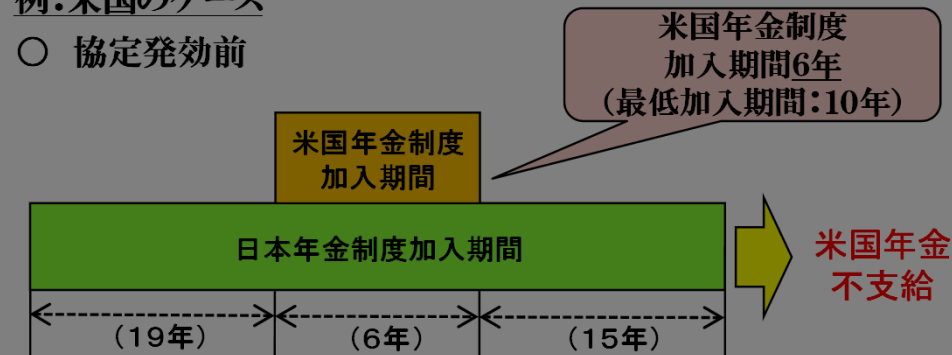


⇒ 派遣の最初の5年間は、日本の制度にのみ加入し、中国制度への加入義務免除（原則は就労国でのみ加入）。

年金受給資格の確保の課題

例：米国のケース

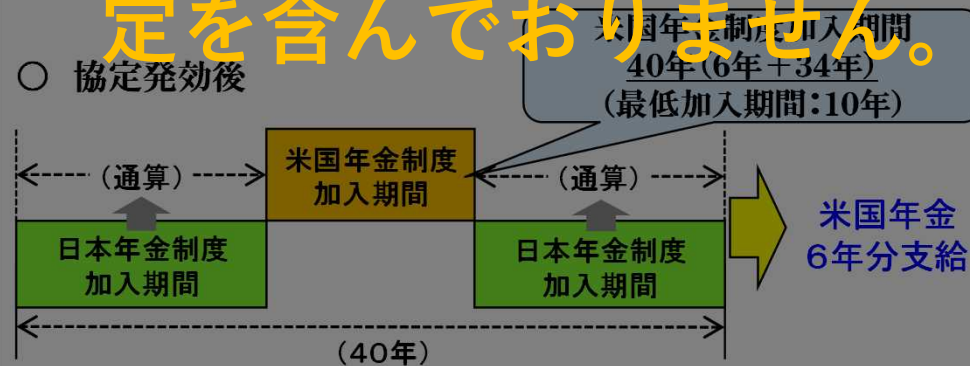
○ 協定発効前



⇒ 米国年金制度加入期間のみでは、米国年金の最低加入期間を満たさないため、米国年金は支給されません。

米国・中社会保険協定は、年金加入期間の通算規定を含んでおりません。



















○ 協定発効後



⇒ 日本年金制度にのみ加入していた期間(34年)が通算されることで、米国年金の最低加入期間を満たすため、米国年金を受給できる(ただし、受給額は6年分(日本の年金は34年分))。

社会保障協定の締結状況(再掲)

(1) 発効済み 18カ国

 ドイツ	2000年 2月発効	 カナダ	2008年 3月発効	 ブラジル	2012年 3月発効
 英国	2001年 2月発効	 オーストラリア	2009年 1月発効	 スイス	2012年 3月発効
 大韓民国	2005年 4月発効	 オランダ	2009年 3月発効	 ハンガリー	2014年 1月発効
 アメリカ	2005年10月発効	 チェコ	2009年 6月発効(※)	 インド	2016年10月発効
 ベルギー	2007年 1月発効	 スペイン	2010年12月発効	 ルクセンブルク	2017年 8月発効
 フランス	2007年 6月発効	 アイルランド	2010年12月発効	 フィリピン	2018年 8月発効

(※) 2018年8月改正議定書発効

(2) 署名済み 4カ国

 イタリア	2009年 2月署名	 スロバキア	2017年 1月署名 (2019年7月1日発効予定)	 中国	2018年 5月署名 (2019年9月1日発効予定)
 スウェーデン	2019年 4月署名				

(3) 政府間交渉中 2カ国

 トルコ	2016年 4月第5回政府間交渉実施	 フィンランド	2018年11月第2回政府間交渉実施
---	--------------------	--	--------------------

(4) 予備協議中等 2カ国

 オーストリア		 ベトナム	(出典：厚生労働省ホームページ)
--	--	--	------------------



Ⅱ 日・中社会保障協定の概要

日・中社会保障協定について

発効日

2019年9月1日

本協定の対象

○本協定の対象制度は「年金制度」のみ※です。

◆日本は、国民年金、厚生年金保険が対象です。

◆中国は、被用者基本老齢保険（职工基本养老保险）が対象です。

○また、対象となる者は「被用者」のみとなります。

※本協定の対象外の医療保険等については、協定発効後も従前通りそれぞれの法令に基づき適用

【参考】日本年金機構HP（協定を結んでいる国との協定発効時期及び対象となる社会保障制度）

<https://www.nenkin.go.jp/service/kaigaikyoku/shaho-kyotei/kyotei-gaiyou/20131220-02.html>

日・中社会保障協定の概要

○ 本協定は、主に両国の年金制度への強制加入に伴う年金保険料の「二重負担の解消」について規定しています。

○ 「年金加入期間の通算」についての規定は含まれておりません。

※日本年金機構の窓口において、中国年金の受給申請書は提出できません。

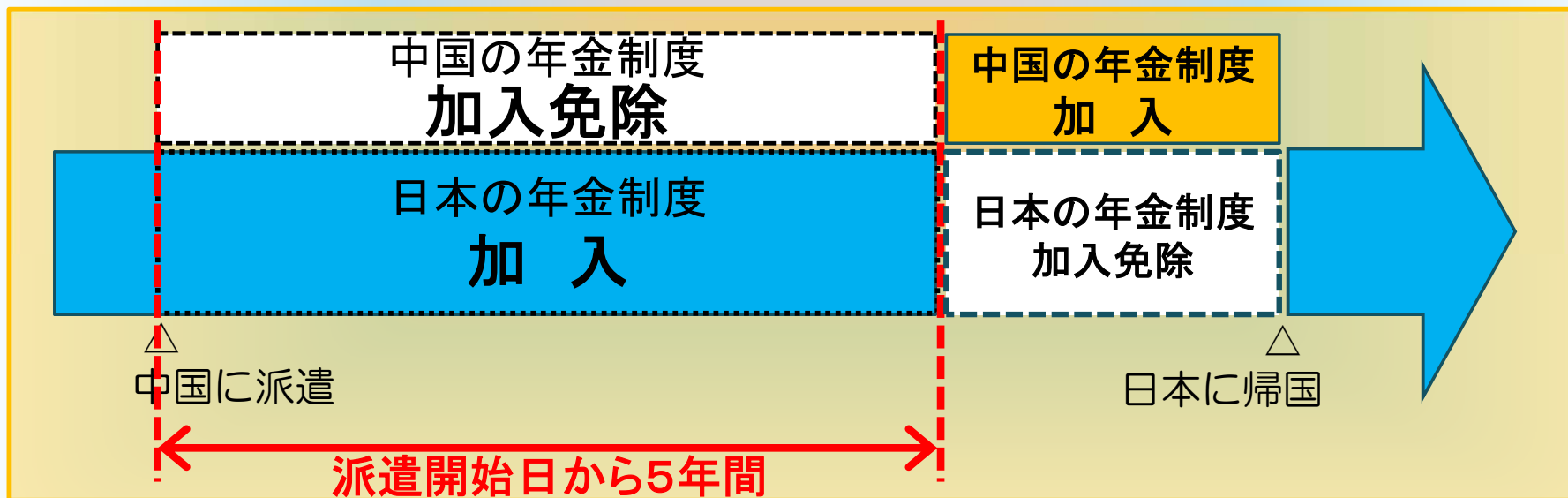
また、中国の年金担当窓口において、日本年金の受給申請書は提出できません。

日・中社会保障協定 ～二重負担の解消～

日・中社会保障協定における適用調整のルール

- 就労している国の年金制度のみに加入することが**原則**となります。
- ただし、雇用主により相手国に派遣された被用者については、例外的に派遣開始日から5年間は派遣元国の年金制度にのみ加入することとなります。

《例：日本の企業に勤務する人が中国に派遣される場合》



日・中社会保障協定 ～二重負担の解消～

加入免除期間の延長

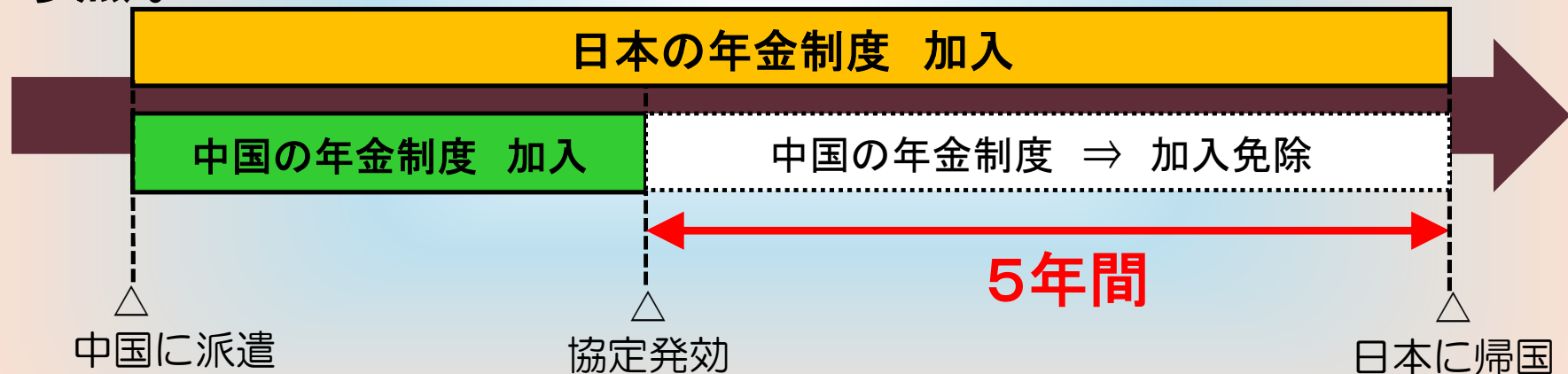
- 派遣期間が5年を超える場合、申請に基づき、両国関係機関間で協議し合意した場合には、派遣先国年金制度の加入免除期間の延長が認められます。
- ただし、その延長期間は原則として5年を超えない期間とされています。

日・中社会保障協定 ～二重負担の解消～

協定発効前から派遣されている者について

協定発効日の時点において、既に中国に派遣され就労している場合、**協定発効日を起算点として5年間**は、日本の年金制度のみに加え、中国の年金制度への加入が免除されます。

※5年間を超える場合は申請により延長が認められる可能性があります(P.10参照)。



日・中社会保障協定 ～二重負担の解消～

厚生年金保険への任意加入

- 日本から中国に派遣された被用者のうち、中国の年金制度のみ
に加入する者（派遣期間が5年を超え、かつ、延長が認められな
い場合）については、日本の年金制度（強制加入）が適用免除と
なりますが、この場合、**厚生年金保険に任意加入**することができ
ます（特例加入制度）。
- この場合、中国の年金制度（強制）及び日本の年金制度（任意）
の双方に加入することになりますが、厚生年金保険に任意加入
することにより、当該任意加入の期間における保険料拠出も考
慮した厚生年金保険の給付が支給されることになります。

【参考】日本年金機構HP 協定相手国制度に加入する人の厚生年金保険特例加入被保険資格取得申出書
<https://www.nenkin.go.jp/service/kaigaikyoju/shaho-kyotei/sinseisho/tenpu.html>

日・中社会保障協定 ～二重負担の解消～

同行する配偶者・子

- 中国から日本に派遣された被用者が日本の年金制度の適用を免除されている場合、その者に同行する配偶者・子は、一定の条件を満たす場合、日本の年金制度の適用を免除されます。(ただし、配偶者・子が日本の年金制度への加入を希望する場合には、その限りではありません。)

日・中社会保障協定 ～二重負担の解消～

日・中社会保障協定における自営業者の取り扱い


- 中国において自営業者を対象とした強制加入の年金制度が無く、保険料の二重負担が生じないことから、**自営業者は本協定による適用調整の対象となりません。**
- ※ 日本から中国に赴き、自営業者として就労される方は、両国の年金制度において強制加入の対象となりません。なお、海外に居住することになった時は、国民年金は強制加入被保険者ではなくなりますが、日本国籍を有する者であれば、国民年金に任意加入することができます。
- ※ 中国から日本に赴き、自営業者として就労される方は、日本の年金制度が強制加入の対象となります。

日・中社会保障協定 ～二重負担の解消～

よくあるご質問:技能実習生について

社会保障協定は、技能実習等の在留資格とは関係なく、協定上の規定に基づき「就労」、「年金制度への加入」等を基準に適用調整を行うこととしており、

- 中国の年金制度(被用者基本老齢保険)に強制加入していない技能実習生については、就労地国である日本の年金制度のみに加入することとなります。
- 中国の年金制度(被用者基本老齢保険)に強制加入したまま中国の雇用主により日本に派遣されて就労する技能実習生については、適用調整の対象となり得ます。



Ⅲ 日・中社会保障協定における手続

(1) 日本から中国へ派遣されて就労する場合

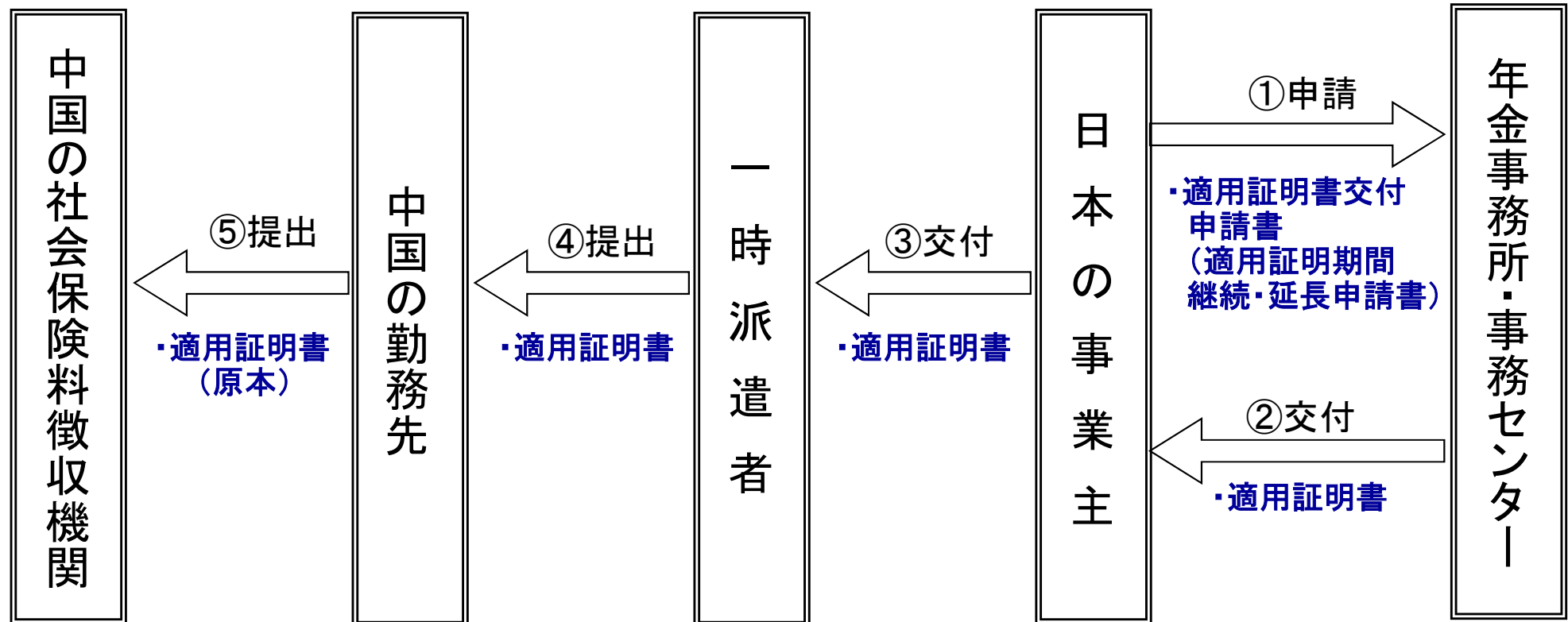
日・中社会保障協定の手続～全体概要～

(日本から中国への派遣)

中国の年金制度の加入免除を受けるには、原則として派遣前に日本の年金事務所又は事務センターにおいて「**適用証明書**」の交付を受け、中国の社会保険料徴収機関に提出してください。

※日本年金機構(年金事務所又は事務センター)は、協定発効日の1か月前(8月1日)から適用証明書の交付申請を受け付けます。ただし、適用証明書は協定発効日以降順次発送となりますのでご注意ください。

■ 適用証明書の交付及び加入の免除にかかる手続



日・中社会保障協定の手続～適用証明書～ (日本から中国への派遣)

〔中国に派遣される前の手続〕

- 中国への派遣前（※）に日本の年金事務所又は事務センターに「適用証明書」の交付申請をしてください。

（※）日本年金機構（年金事務所又は事務センター）におきましては、本協定発効日の1か月前（2019年8月1日）から適用証明書の交付申請を受け付けます。ただし、適用証明書は協定発効日以降順次発送となりますので予めご承知おきください。

（注）次の方には日本から適用証明書が交付されません。

- ①日本企業と雇用契約がなく中国国内の企業に直接雇用される方 ②中国で自営業者として就労する方 ③日本の年金制度に任意加入している方

〔中国に派遣された後の手続〕

- 中国への派遣後直ちに中国の社会保険料徴収機関に対し、適用証明書の原本を提出してください。
- 協定発効前より中国に派遣され就労している被用者の方は、日本で交付された適用証明書の原本を中国の社会保険料徴収機関に提出の上、中国年金制度上の手続に従って、加入している中国年金制度の免除の手続を行ってください。
- なお、提出した原本については、当該機関で写しを取った後に返却されることとなっています。

日・中社会保障協定の手続～適用証明書～ (日本から中国への派遣)

■ 適用証明書(日本側交付分)

(表)

JP/CHN101

社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定
日本国政府和中华人民共和国政府社会保障協定

中華人民共和国で就労する被用者のための日本国公的年金の適用に関する証明書
在华就労人員適用日本公共年金制度的參保証明
・協定第6条、第7条、第8条2及び第9条/協定第六条、第七条、第八条第二款和第九条
・行政取決め第3条 / 行政协议第三条

1 被用者 / 雇員

氏/姓	名/名	生年月日 / 出生年月日
_____ (ローマ字/英文字)		年/年 月/月 日/日
日本国における住所 / 日本国内住址 _____		
日本の基礎年金番号 / 日本基礎养老金编号 _____		

2 日本国における事業所 / 日本国内工作单位

事業所名 / 单位名称 _____
所在地 / 单位地址 _____

3 中華人民共和国における事業所 / 中国工作单位

事業所名 / 单位名称 _____
所在地 / 单位地址 _____

4 証明 / 証明

上記1にあげられた者は、次の協定条文に該当するため、以下の期間、日本の公的年金制度(協定第2条1(b))について法の適用を受ける。/第1項中所述人員因符合以下協定條文，在以下期間內，適用日本公共年金制度(協定第2条1(b))

該当条文 / 符合條文
第 条 / 第 条

期間 / 期間
年/年 月/月 日/日 ~ 年/年 月/月 日/日

5 日本の連絡機関 / 日本の联络机构

名称 / 名称	_____	印 / 印章
所在地 / 地址	_____	
年月日 / 年月日	_____	年/年 月/月 日/日

(裏)

(注 意 事 項)

- この証明書は、あなたが日本の公的年金制度に継続して適用されていることを証明するものです。
この証明書は、表面4に記載されている期間中、中華人民共和国の被用者基本老齢保険に関する法令の適用が免除される根拠となりますので、大切に保管してください。
- 派遣先の中華人民共和国の事業所を通じ、本証明書の原本を、派遣先事業所を所管する社会保険料徴収機関に速やかに提出してください。
- この証明書を紛失またはき損したとき、もしくは記載内容に変更が生じたときは、直ちに、この証明書の交付申請をした年金事務所に再交付の申請をしてください。
- この証明書の証明期間が、不測の事情により延長となるときは、証明期間が終了する前に、この証明書の交付申請をした年金事務所にご相談ください。

(注 意 事 項)

- 本参保証明持有者继续适用于日本公共年金制度。在正面第4项所述期间内，本参保証明将作为免于适用中华人民共和国职工基本养老保险法律规定管理的根据，请妥善保管。
- 请本参保証明持有者通过在中华人民共和国的工作单位，及时向管理该单位的社会保险费征收机构提交本参保証明原件。
- 本参保証明遭遇遗失、损坏，或记载内容发生变更时，请立即向出具本参保証明的年金事务所提交再出具申请。
- 本参保証明的有效期因不可预测的原因发生延长时，请在参保証明有效期结束前，咨询出具本参保証明的年金事务所。

日・中社会保障協定の手続～適用証明書～ (日本から中国への派遣)

【記入の注意点】

⑫中国における事業所の名称、⑬中国における事業所の所在地、⑭被保険者氏名はローマ字(大文字ブロック体)で記入してください。

「日本の事業所から派遣された被用者が、派遣元事業主の命により中国国内で就労する」に該当する場合、「120」に✓を記入してください。

⑩就労の開始予定年月日は、協定の発効日(2019年9月1日)以降です。

原則5年間は相手国制度の加入が免除されます。このため、就労の開始年月日が2019年9月1日の場合、⑪就労の終了予定年月日は最長で2024年8月31日です。

※日本年金機構のホームページから入手可能

様式コード 2 2 4 3 0 2 0
届書コード 2 4 3 0

日・中社会保障協定 厚生年金保険 適用証明書交付申請書

令和 年 月 日提出

①事業所の記号 01 ②被保険者整理番号 いろは 1234 ③生年月日 63 04 10 1 X:X:X:X|X:X|X:X|X:X| ④個人番号(又は基礎年金番号)

④被保険者氏名 ⑤性別 ⑥日本国における被保険者住所 ⑦協定相手国
ネンキン タロウ 1. 男 168-XXXX トウキョウトスギナミクタクイニシ-X-Y-Z (中国) 020
年金 太郎 2. 女 東京都杉並区高井戸西 X-Y-Z

⑧就労の形態
 120. 日本の事業所から派遣された被用者が、中国国内の事業所へ就労するために派遣される。
 00. 海上航行船舶に被用者として就労し、日本・中国両国の制度が適用されるが、申請者の通常居住地在日本である。
 122. 航空機の被用者として就労し、日本・中国両国の制度が適用されるが、雇用主の所在する国が日本である。
 123. 上記以外で中国国内の事業所で就労するが、中国の制度が適用されることにより不利益を被る。
 ⑨協定相手国 送 120. 6条1該当
 7条1(船員) 該当
 122. 7条2(航空機) 該当
 123. 9条該当

⑩就労の開始予定年月日 ⑪就労の終了予定年月日
2019.09.01 2024.08.31

⑫中国における事業所の名称 *ローマ字(大文字ブロック体)で記入願います。
IROHA XXX LTD.

⑬中国における事業所の所在地 *ローマ字(大文字ブロック体)で記入願います。
X, XXX XX DONGCHENG DISTRICT, BEIJING, P.R.CHINA

⑭適用証明書番号 ⑮被保険者氏名 *ローマ字(大文字ブロック体)で記入願います。
姓 NENKIN 名 TARO

裏面を理解した上で、上記のとおり申請します。 受付日付印

事業所の所在地及び名称
所在地 168-XXXX
東京都杉並区高井戸西 X-Y-Z
名称 株式会社 イロハ商事
代表取締役 色業 正二
電話 (03)-(XXXX)-(XXXX)

適用証明書には日本年金機構に届出されている住所が表示されます。日本年金機構に届出されている住所と異なる住所を希望する場合、住所変更届の提出が必要です。

⑫中国における事業所の名称は、50文字を超える場合は手書きとなります。可能な限り、50文字以内としていただくようご協力をお願いします。

⑬中国における事業所の所在地は、75文字を超える場合は手書きとなります。建物名や国名を省略する等、可能な限り、75文字以内としていただくようご協力をお願いします。


日・中社会保障協定の手続～加入免除期間の延長～ (日本から中国への派遣)

加入免除期間の延長の手続

日本の事業主から年金事務所又は事務センターに対して「**適用証明期間継続・延長申請書**」を提出してください。

〔加入免除期間の延長について(再掲)〕

- 派遣期間が5年を超える場合、申請に基づき、両国関係機関間で協議し合意した場合には、派遣先国年金制度の加入免除期間の延長が認められます。
- ただし、その延長期間は原則として5年を超えない期間とされています。



Ⅲ 日・中社会保障協定における手続について

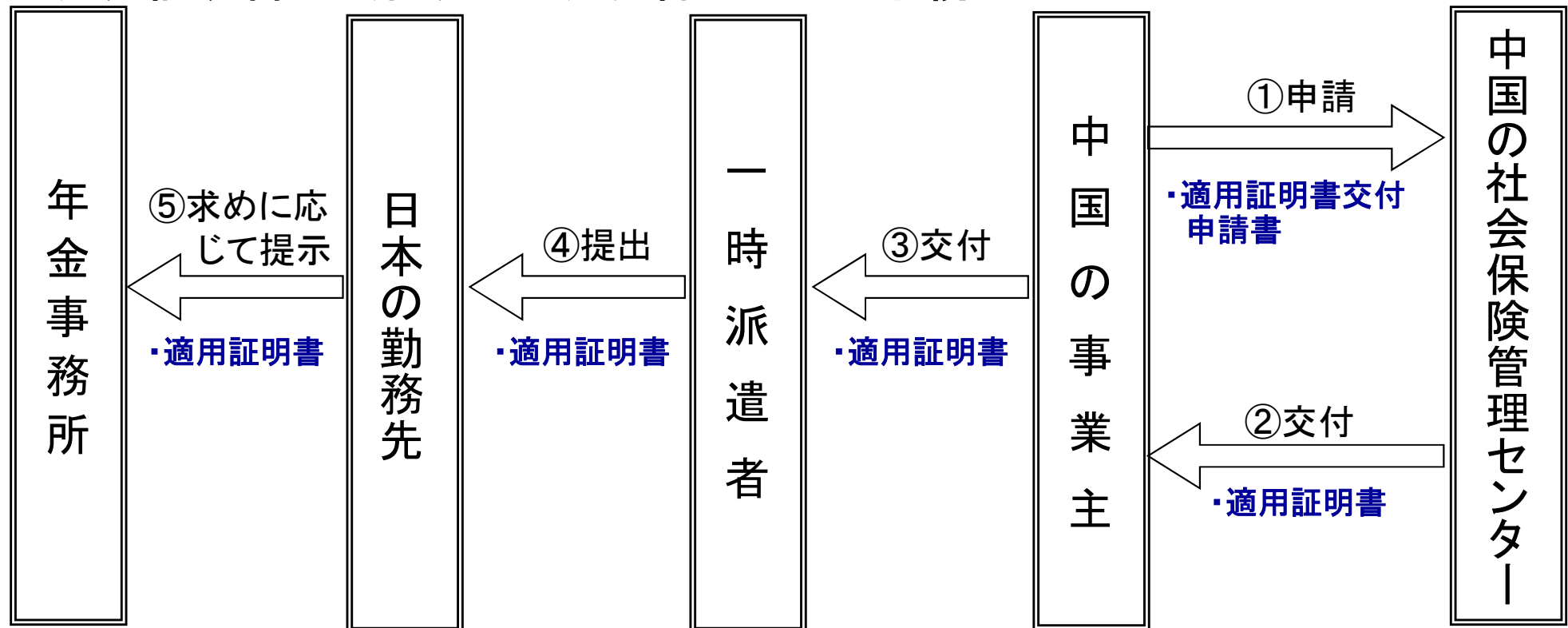
(2) 中国から日本へ派遣されて就労する場合

日・中社会保障協定の手続～全体概要～

(中国から日本への派遣)

日本の年金制度の加入免除を受けるには、原則として派遣前に中国の社会保険管理センターにおいて「**適用証明書**」の交付を受け、求めに応じて年金事務所に提示してください。

■ 適用証明書の交付及び加入免除にかかる手続



日・中社会保障協定の手続～適用証明書～ (中国から日本への派遣)

〔日本に派遣される前の手続〕

- 日本への派遣前に中国の社会保険管理センターに「適用証明書」の交付申請をしてください。

(注) 次の方には中国から適用証明書が交付されません。

- ①中国企業と雇用契約がなく日本国内の企業に直接雇用される方
- ②日本で自営業者として就労する方
- ③中国の年金制度に任意加入している方

〔日本に派遣された後の手続〕

- 日本への派遣後は、求めに応じ、日本の年金事務所に対して中国で交付された適用証明書を提示してください。
- 協定発効前より日本に派遣され就労している被用者の方は、中国で交付された適用証明書を日本の年金事務所等に提示の上、「資格喪失届」を提出してください。

<資格喪失届記入の注意点>

「⑦ 備考」欄には、「3. その他」を○で囲み、[]に「社会保障協定による喪失」と記入してください。

The image shows a form for '被保険者資格喪失届' (Insurance Qualification Termination Notice). The form has a header with the title and a barcode. Below the header, there are several sections for entering information. A red box highlights the '備考' (Remarks) section, and a red arrow points from the text box to this section.

日・中社会保障協定の手続～適用証明書～ (中国から日本への派遣)

■ 適用証明書(中国側交付分)

(表)

 中华人民共和国人力资源和社会保障部社会保险事业管理中心 中華人民共和國的資源社會保障部社會保險管理センター		中-日101 CHN-JP101
参保证明 適用証明書		
中华人民共和国政府和日本国政府社会保障協定第六條、第七條、第八條第二款和第九條 社会保障に関する中華人民共和國と日本国政府との間の協定第六條、第七條、第八條及第九條		
1. 参保人员信息 / 被保險者に関する情報		
a) 全名 / 氏名 [姓 / 氏, 名 / 名]	b) 国籍 / 国籍	
c) 永久居住国 / 永住国		
d) 出生日期 (日/月/年) / 生年月日 (日/月/年)		
e) 性別 / 性別 <input type="checkbox"/> 男 / 男 <input type="checkbox"/> 女 / 女		
f) 中国社会保障号 / 中国の社会保障番号		
g) 人員类别 / 被保險者の種類 <input type="checkbox"/> 派遣人員 / 派遣者 <input type="checkbox"/> 航海船舶和航空器上の職員 / 海上航行船舶及び航空機において就労する被用者 <input type="checkbox"/> 公務員 / 公務員 <input type="checkbox"/> 例外 / 例外		
2. 在中国的工作单位信息 / 中国における勤務先に関する情報		
a) 单位名称 / 勤務先名称		
b) 地址 / 所在地		
3. 在日本的工作单位信息 / 日本における勤務先に関する情報		
a) 单位名称 / 勤務先名称		
b) 地址 / 所在地		

(裏)

4. 参保人员随行配偶及子女 / 被保險者に同行する配偶者及び子		
姓名 / 姓名	性別 / 性別	出生日期 (日/月/年) / 生年月日 (日/月/年)
.....
.....
.....
5. 中国联络机构证明 / 中国の連絡機関による証明		
茲证明上述参保人员符合協定第____條規定的条件, 在下述期間仅受中国的职工基本养老保险法律規定管轄。		
上記の被保險者が協定第____條に該当するため、以下の期間、中国の被用者基本老齡保險の法令のみの適用を受けることとなることをここに証明する。		
自 (日/月/年) / (日/月/年)	_____	止 / まで
至 (日/月/年) / (日/月/年)	_____	
日期 (日/月/年) / 日付 (日/月/年)	社会保険事業管理中心負責人簽字 / 社会保險管理センターの責任者の署名	單位印章 / 連絡機関の印
编号 / 番号:		



IV 各種お問い合わせ先

日本年金機構ホームページ

<http://www.nenkin.go.jp/service/kaigaikyoju/shaho-kyotei/>

または

日本年金機構 社会保障協定

検索

- 社会保障協定の概要・
 手続を説明
- 各申請書が入手可能
- 協定相手国のホーム
 ページのリンク先を掲載

- 直近の協定発効状況を
 掲載

日本年金機構
Japan Pension Service

検索

読み上げるには 文字の大きさ

日本年金機構について アニュアルレポート(年次報告書) 採用情報

年金に加入している方
これから加入する方

年金を受給している方
これから請求する方

事業主の方

年金Q&A

申請・届出様式

全国の相談・手続き窓口

電話での
年金相談窓口

トップ > 年金について > 社会保障協定

気になる年金記録、
再確認キャンペーン

申請・手続さを調べる

20歳になった方
年金に加入している(する)方
事業主の方
年金を請求する方
年金受給者の方
海外に居住する方
年金相談をする方

年金のことを調べる

年金制度全般
加入と保険料納付
国民年金
厚生年金保険
<健康保険(協会けんぽ)>
年金の受け取り
老齢年金
障害年金
遺族年金
その他の給付
これから受給する方(60-65歳)

社会保障協定
各種特例法

通知書の見方を調べる
(年金きん定額後や年金受給者
あて各種通知など)

便利な
「ねんきんネット」に
ご登録をお願いします

年金用語集

パンフレット

社会保障教育教材

社会保障協定

4-4-13-5068 更新日: 2013年11月27日 印刷用ページ

関連分類
年金のことを調べる

社会保障協定
社会保障協定

社会保障協定とは何ですか？ 社会保障協定を締結する背景・目的

国際的な交流が活発化する中、企業から派遣されて海外で働くことや、将来を海外で生活される方が年々増加しています。海外で働く場合は、働いている国の社会保障制度に加入をする必要があり、日本の社会保障制度との保険料の二重に負担しなければならない場合が生じています。また、日本や海外の年金を受けとるためには、一定の期間その国の年金に加入しなければならない場合があるため、保険料の掛け捨てになってしまうことがあります。

社会保障協定は、

- 「保険料の二重負担」を防止するために加入すべき制度を二国間で調整する(二重加入の防止)
- 保険料の掛け捨てとならないために、日本の年金加入期間を協定を結んでいる国の年金制度に加入していた期間とみなして取り扱い、その国の年金を受給できるようにする(年金加入期間の通算)

ために締結しています。

各国との社会保障協定発効状況

2013年8月現在、社会保障協定の発効状況は以下のとおりです。日本は17ヶ国と協定を署名済みで、うち14ヶ国分は発効しています。「保険料の二重負担防止」「年金加入期間の通算」は、日本とこれらの国の間のみで有効であることにご注意ください。

(注) イギリス、韓国及びイタリアについては、「保険料の二重負担防止」のみです。

協定が発効済の国	ドイツ イギリス 韓国 アメリカ ベルギー フランス カナダ オーストラリア オランダ チェコ スペイン アイルランド ブラジル イス
署名済み未発効の国	イタリア インド ハンガリー

日本年金に関する問い合わせ先

- 一般的な年金相談に関するお問合せ（ねんきんダイヤル）
（日本国内からおかけになる場合には）

0570-05-1165（ナビダイヤル）

（海外からおかけになる場合等には）

+81-3-6700-1165（一般電話）

※通話料は発信者負担となります。

※受付時間等の詳細は日本年金機構のHPでご確認ください。

- **外国語**（英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・タガログ語・ベトナム語・インドネシア語・タイ語・ネパール語）の**通訳サービス**を利用した相談（年金事務所窓口・電話）も可能です。詳しくは日本年金機構ホームページ（www.nenkin.go.jp/international/index）をご覧ください。

中国年金に関する問い合わせ先

人的資源社会保障部

人力资源和社会保障部

<http://www.mohrss.gov.cn>

(中国語)